

# 小学校社会科における法教育の可能性

静岡大学教育学部 磯山 恭子

## 1. はじめに

近年、日本の学校教育において、法教育が注目されつつある。なぜこのような教育が必要とされているのだろうか。国民の司法参加を促す裁判員制度の導入は、法教育の必要性の直接的な理由となるものである。このような法システムの変容を含め、法的な関係を基盤として成立し、市民が法的な価値を自覚する社会である法化社会の急速な進展は、法教育が求められる背景の一つとなっている。

これまで、日本の法教育を考える先行モデルとして、アメリカの法教育（Law-Related Education）は、重要な位置を占めてきた。法的リテラシー（legal literacy）の育成を目標とするアメリカの法教育とは、「法律専門家ではない者を対象に、法全般、法形成過程、法制度と、それらが基づいている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育」であると定義されている<sup>(1)</sup>。

最近になって、日本の法教育として、アメリカの法教育の理念を取り入れながら、具体的な単元開発を行い、授業実践がなされる取り組みも見受けられるようになってきた<sup>(2)</sup>。しかしながら、それらの取り組みの多くは、主として、中学校や高等学校を中心に展開されているのが現状である<sup>(3)</sup>。

そこで、本報告では、アメリカの法教育の理念を手がかりとして、今後、日本の小学校においても、積極的に取り組むことが期待される法教育のあり方を、社会科を中心に改めて考察したい。

## 2. 小学校における法教育の目標

アメリカの小学校の法教育における代表的な研究者として、Anderson, Charlotte C.を挙げることができる。Andersonの論考は、先に述べた法教育の目標観である法的リテラシーの育成を、小学校の法教育の視点からとらえ直しており、先駆的な研究として評価されている。

Andersonは、「法教育の中心的な目標は、民主的な責任を果たし続けることに関して、消極的な特性から積極的な特性へと子どもを変化させることである。このため、法教育は、一般に良き社会科と合致するものであり、市民的資質教育の目標を子どもに育成する手段となる<sup>(4)</sup>」と述べている。小学校の法教育では、民主的な責任を、積極的に果たす市民として必要な資質の育成を目指しており、社会科がその役割を担う中核となる教科であると考えられている。

次表は、小学校の法教育を通じて、「消極的な特性から積極的な特性へと子どもを変化

させること」の具体的な現れを示している。①～⑪は、消極的な特性をもつ変化前の子どもの現れであり、①～⑪は、法教育を行った結果、積極的な特性をもつようになった変化後の子どもの現れである。

次表の右欄に、「変化後の子ども」として①～⑪の通り示された観点こそ、小学校の法教育の目標の内実であり、法教育を通じて、子どもに身に付けさせたい力であると考えられる。

表 継続的な法教育の学習による成果

変化前の子ども	変化後の子ども
①法を、拘束するもの、罰をあたえるもの、不変のもの、制御できないものとして認識し、人々に影響を及ぼすものとして理解する。	①法を、発展的なもの、促進するもの、わかりやすいもの、変更できるものとして認識する。
②法全体とその他の社会市民の機関の前では、人々は、力のないものであることを認識する。	②社会秩序を制御したり、それに貢献したりするために、人々は、力を秘めた存在であることを認識する。
③公正か、不公正にかかわる論争問題を、一般の人々には、理解できないものとして認識する。	③公正か不公正にかかわる論争問題を、全ての市民が取り組むことができ、取り組むべきものとしてとらえることができる。
④社会の論争問題を問題のないものとして認識する。	④社会の論争問題に内在しているジレンマを認識できる。
⑤よく考えられていない約束をすることをはじめ、衝動的な意思決定を行い、問題解決をする。	⑤根拠のある約束をすることをはじめ、よく考えられた意思決定を行い、問題解決をすることができる。
⑥どのような約束をするか、どのような立場をとるかということについて、はっきり意見が言えない。	⑥どのような約束をするか、どのような立場をとるかということについて、根拠のある説明をすることができる。
⑦威圧的で、暴力的な態度以外では、紛争解決を行うことができない。	⑦社会的に責任を果たすことを踏まえ、紛争解決を行うことができる。
⑧正当な批判基準に基づかず、権威に対して反抗的な状態である。	⑧正当な権威に対して、正当な判断基準に基づいて、対応することができる。
⑨法的な論争問題と法制度について、理解できない。	⑨法一般、法制度、それらに関する論争問題について、理解できる。
⑩利己的、自己中心的、他人に無関心な状態である。	⑩共感的に理解し、社会的に責任をもち、他人に思いやりをもつことができる。
⑪倫理的な問題や道徳的な問題を考える際、未発達な状態である。	⑪倫理的な問題や道徳的な問題を考える際、適切な判断ができる。

(Anderson, Charlotte C.. (1980). Promoting Responsible Citizenship Through Elementary Law-Related Education. *Social Education*, Vol. 44-5. p. 384. より筆者訳出。)

すなわち、小学校の法教育の目標は、法の本質や法形成過程を正しく認識すること（①②）、法に関する問題を分析し、解決する技能を獲得すること（③～⑦）、法の本質や法形成過程を評価すること（⑧）、法一般、法制度、それらに関する論争問題を理解すること（⑨）、法に関する問題を倫理的、道徳的に判断できること（⑩⑪）にある。これらは、日本の小学校の法教育の目標としても、意味のあるものと考えられる。

### 3. 小学校社会科における法教育の授業の視点

アメリカでは、多様な法教育カリキュラムが開発されており、多様な授業が実践されている。全ての法教育カリキュラムを類型化することは困難であるが、代表的な法教育カリキュラムには、次のように特徴的なものが存在している<sup>5)</sup>。すなわち、法的な概念を視点としながら、法的なものの見方・考え方を育成するもの、身近な法的な問題を取り扱い、問題解決技能を育成するもの、地域の政策を決定したり、地域の奉仕活動を行ったりすることで、社会に参加する態度を形成するもの、調停、交渉や模擬裁判を行い、紛争解決技能を育成するものである。

これらの法教育カリキュラムに見られる小学校の法教育の授業構成から、日本の小学校社会科における法教育として、「ルールや法をつくること」「ルールや法を使うこと」「ルールや法を考え、判断すること」の三つの視点を取り入れながら、学習活動を展開することが示唆されうる。これら三つの視点は、決して、学習活動において、単一の視点からのみ取り組まれ、完結するものではない。むしろ、それぞれの視点が、相互に関連し合いながら、継続的に取り組まれるものである。

#### ①ルールや法をつくること

家庭、学校、地域で起こっている法的な問題を解決するために、より良いルールや法をつくる学習を行う。このような学習において、まず、子どもに、ルールや法は相互の人間関係を調整するものであり、全ての社会には、ルールや法が存在するという認識を形成したい。さらに、子どもに、ルールや法の本質を考えるための視点の基礎を身に付けさせたい。具体的には、「ゴミ置き場をどのように使うか」「危険な道路をどのように整備するか」「森林や河川の環境をどのように保護するか」など、子どもの身近な法的な問題を取り扱い、子どもがつくるルールや法を巡って、議論を行う学習活動を展開する。

#### ②ルールや法を使うこと

紛争を認識し、紛争解決の手続きを使う学習を行う。このような学習において、まず、子どもに、実際的な紛争解決に必要な技能を育成したい。さらに、子どもに、ルールや法の仕組みを考えるための視点の基礎を形成したい。具体的には、お互いにとってより良い紛争解決を目指して、交渉、調停による紛争解決の手続きを使い、紛争解決を行う学習活動を展開する。

#### ③ルールや法を考え、判断すること

法的な価値を考え、判断し、ルールや法を評価する学習を行う。このような学習において、子どもに法的な参加をする意欲や態度を形成したい。情報倫理、日本国憲法の基本的な理念、司法の仕組みを単に知識として理解するだけでなく、自由、平等、正義、責任、

プライバシーをはじめとする法的な価値を踏まえ、法的な問題や事象を主体的に考え、判断していくことによって、ルールや法を評価する学習活動を展開する。

#### 4. 小学校社会科における法教育の授業の展開

日本の小学校における法教育の授業は、まだあまり取り組みがなされていないと考える。管見する限りにおいては、小学校における法教育の授業は、主として、総合的な学習の時間や道徳においてなされている。

このような現状のもとで、ここで紹介する四つの事例は、小学校の社会科における法教育の授業として、先駆的なものであると考える。

##### (1) 筑波大学附属小学校の法教育の授業

###### ①単元「くらしのなかの『きまり』や『法』」<sup>(6)</sup>

白井忠雄によって開発された単元「くらしのなかの『きまり』や『法』」は、筑波大学附属小学校の3年生を対象に実践された。本実践は、社会科の一分野だけで法教育を担うことが困難であることから、最終的には、総合的な学習の時間において取り組まれた。

本実践は、「身の回りの『法』や『きまり』を意識し、それらが決めてきた背景について考え、『法』や『きまり』を守ることの必要性を具体的・実感的に理解していくこと」「具体的な事実や事例を通して、その背後に隠れた『法』や『きまり』とその意味（価値）に気づかせていくこと」を重視するものである。

###### ②単元「プライバシー」<sup>(7)</sup>

都留覚によって開発された単元「プライバシー」は、筑波大学附属小学校の5年生を対象に実践された。本実践は、小学校社会科の5年生の内容である「情報産業に携わる人々」の学習と関連づけながら、発展的な学習として展開されたものである。

本実践は、「プライバシーが自分自身にとって、また人々にとって非常に重要なものであること。また、プライバシーの権利は、民主主義社会において大切なものであるということとともに、プライバシーよりも重要な価値や利益があること」を理解させることを目指している。

##### (2) 千葉大学附属小学校の法教育の授業<sup>(8)</sup>

向井浩二は、「戦争を体験した人々とくらし」「新しい日本・平和な日本へ」「私たちの生活と政治～訴訟問題を考える～刑事裁判」「私たちの生活と政治～訴訟問題を考える～行政裁判」「人々の仕事と私たちのくらし」の単元を開発し、千葉大学附属小学校の3～6年生を対象に継続的に実践を行っている。

これらの実践では、「法資料の教材化」を行い、社会科の学習活動を組織化している。

### (3) 「社会科を考える会」の法教育の授業<sup>9)</sup>

「社会科を考える会」は、小学校社会科の6年生の内容である「我が国の政治の働き」の学習として、「法律や裁判について考えよう」「私たちの生活と法律」を開発している。

これらの実践は、「法への関心を高め、必要性を理解する」「裁判への関心を高め、役割を理解する」「社会参加意識を高める」という三つの法教育の視点を重視するものである。

## 5. むすびにかえて

これまで、「法は守るもの」「法は罰則を定めるもの」に代表されるほんの一部に過ぎない法の性質から、子どもは、法を語ろうとしてきたと考える。このことは、社会や一般市民である大人が、子どもを取り巻く法的な問題や事象を、このような言葉で一方的に説明してきたことの現れでもある。

現実の日常生活の中で、子どもは、自分にとって身近な法的な問題や事象を、「自由か不自由か」「公正か不公正か」「信頼できるかできないか」などと考え、法の性質をほとんど自覚することなく、自分なりの言葉で説明しようとする。さらに、時には、そのような法的な問題や事象に対応し、行動しようとする。このような際に、法に対する正しい認識を踏まえながら、子どもが、積極的に法的な議論を行ったり、主体的に法的な参加をする力を育てることが、今後、日本の小学校における法教育に求められている。法教育は、単に一方向の説明にとどまることなく、相互に法的な議論を行うことによって、人間関係を構築し、より良い社会を創造する試みでもあると考える。

### [注]

(1) *Law-Related Education Act of 1978*. (P. L. 95-561)

(2) 法教育研究会『はじめての法教育—我が国における法教育の普及・発展を目指して—』ぎょうせい、2005年は、代表的な事例である。

(3) なお、小学校の法教育の授業実践に関する研究として、江口勇治（研究代表）『『法教育』に関する実践研究—とくに小学校の法教育の在り方の検討を中心として—』（平成17年度教育課程及び指導の改善等に関する調査研究事業委嘱研究成果報告書）、2006年を挙げることができるが、このような研究はまだあまりなされていないのが現状である。

(4) Anderson, Charlotte C. (1980). Promoting Responsible Citizenship Through Elementary Law-Related Education. *Social Education*, Vol. 44-5. p. 383.

(5) 詳しくは、拙稿「アメリカにおける法教育の到達点から学ぶ（第3部 諸外国の法教育）」全国法教育ネットワーク（編）『法教育の可能性—学校教育における理論と実

践—』現代人文社，2001年，pp. 164-176を参照されたい。

- (6) 白井忠雄「中学年の子どもたちに必要な『法・司法』の見方や考え方とその学習」江口勇治（研究代表），前掲書，pp. 22-27.
- (7) 都留覚「高学年における学習の在り方について—『プライバシー』の単元を通じて—」江口勇治（研究代表），前掲書，pp. 28-32.
- (8) 向井浩二「社会科との関連からみた法教育の取り組み」江口勇治（研究代表），前掲書，pp. 49-56.
- (9) 澤井陽介，増田亮，杉淵尚，佐藤正志，阿部秀嗣，北俊夫，廣嶋憲一郎「時代の変化に対応した社会科への提言(2)—小学校社会科における『法教育』—」（日本社会科教育学会第55回全国研究大会発表資料，2005年10月9日，日本大学法学部）

付記 本報告は，拙稿「小学校社会科におけるルールや法に関する教育の可能性」文部科学省『初等教育資料』No. 820，東洋館出版社，2007年，pp. 72-75. をもとに，加筆修正を行ったものである。